

庄学区地域活動促進協議会 会則

(名 称)

第1条 この会は、「庄学区地域活動促進協議会」と称し、事務局を庄公民館内に置く。

(目 的)

第2条 この会は、庄学区に住む人達の自主的な活動によって、個人及び地域の生活文化の向上を図るとともに、互いが支えあって生きる地域づくりをすすめることを目的とする。

(組 織)

第3条 この会は、前条の目的に賛同する庄学区内の各地区・町内会及び関係機関・団体によって組織する。

(事 業)

第4条 この会は、2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 温かいふれ合いと、心豊かな人づくりの活動
- (2) 生きがいのある健康と体力づくりの活動
- (3) やすらぎとうるおいのある環境づくりの活動
- (4) その他、この会の目的達成に必要な活動

(役員及び任期)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 推 進 委 員 若干名
- (4) 専 門 委 員 若干名
- (5) 監 事 2名

2 役員(会長、副会長、監事)の任期は、2年とし再任することができる。
後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選任)

第6条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事は推進委員会で選任し、総会において承認する。
- (2) 推進委員は、各地区、町内会及び関係機関・団体からの推薦および学識経験者の中から会長が総会に図り、委嘱する。
- (3) 専門委員は、事業により関係機関・団体の代表を会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 監事は、この会の会計を監査する。
- (4) 推進委員は、会長、副会長とともに、推進委員会を構成し、会の運営事項を審議し会務を処理する。
- (5) 専門委員は、会長、副会長とともに、専門部会を構成し、事業の企画、運営にあたる。
- (6) 会長は円滑かつ効果的な運営をするため、特別委員会をもつて、その委員を委嘱することができる。

(顧問)

第8条 この会に顧問若干名をおくことができる。顧問は、推進委員会の推薦により会長が委嘱する。

- 2 顧問は、この会の重要事項について、会長の諮問に応えるとともに、要請に応じて会議に出席し意見を述べるすることができる。

(会議)

第9条 この会の会議は、総会及び推進委員会、専門部会、特別委員会とする。

- 2 総会は、会を組織する各地区・町内会・及び関係機関・団体を通じ、会長が招集して年1回開催し、役員選任、会則、予算、決算、事業計画、その他の重要事項を決議又は承認する。
- 3 推進委員会、専門部会、特別委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長をつとめる。

(事務局)

第10条 この会に事務局をもうけ、推進委員会の定めにより事務を処理する。

- 2 事務局に、事務局長、会計及び事務局員若干名をおき、会長が委嘱する。

(経費)

第11条 この会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

- 2 この会費は一戸あたり100円とする。
- 3 この会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第12条 本会則施行上必要な規定は、別に定める。

付 則

この会則は、昭和61年6月14日から施行する。

この会則は、昭和63年7月16日一部改正。

この会則は、平成5年7月10日一部改正。

この会則は、平成8年6月22日一部改正。

この会則は、平成9年5月31日一部改正。

この会則は、平成26年5月17日一部改正。